

(様式第1号別添1)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	四日市市

作成 令和8年2月10日
第 回変更 令和 年 月 日

四日市市鳥獣被害防止計画

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、カラス類
計画期間	令和 8 年度 ~ 令和 10 年度
対象地域	四日市市

※ 農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣であって、市町長が早急にその被害を防止するための対策を講じるべきと判断した鳥獣種(以下「対象鳥獣」という。)を記入する

※ 計画期間は3年程度とする

令和 年 月 日

※ 対象地域欄には、単独又は共同で被害防止計画を作成する市町名を記入する

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状 (令和 6 年度)

①農業被害の現状				
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)	農作物名
ニホンジカ	22	1,376	413	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
イノシシ	68	4,068	1,081	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
ニホンザル	105	3,009	775	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input checked="" type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input checked="" type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()
カラス類	102	1,317	275	<input checked="" type="checkbox"/> 稲 <input type="checkbox"/> 麦類 <input type="checkbox"/> 豆類 <input type="checkbox"/> 雑穀 <input type="checkbox"/> 果樹 <input type="checkbox"/> 飼料作物 <input checked="" type="checkbox"/> 野菜 <input type="checkbox"/> いも類 <input type="checkbox"/> 工芸作物 <input type="checkbox"/> その他()

②林業被害の現状			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
-	-	-	-
-	-	-	-

③水産業被害の現状(カワウ)		備考
被害量(kg)	被害金額(千円)	
-	-	-

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

(2)被害の傾向

対象鳥獣	被害傾向
ニホンジカ	水沢、小山田、保々地区で引き続き被害が発生している。最近では、県地区でも被害が報告されている。
イノシシ	水沢、小山田、川島、日永、四郷、内部、桜、保々、下野、八郷地区など広範囲において引き続き被害が発生している。
ニホンザル	4基の大型囲いわなを設置したことにより、以前と比較して被害は軽減されたが、依然桜、小山田、内部、保々、下野、八郷地区にて被害がみられる。中でも桜、保々地区における被害拡大が顕著である。
カラス類	少額な被害は市内全域で報告されている。

※ 集落代表者アンケート結果および獣害情報マップから考察される、被害の発生時期、被害の発生場所、被害の現状や傾向を記述する

(3)被害の軽減目標 (令和 10 年度)

①農業被害の軽減目標			
対象鳥獣	被害面積(a)	被害量(kg)	被害金額(千円)
ニホンジカ	25	1,449	391
イノシシ	50	2,973	790
ニホンザル	70	2,006	517
カラス類	100	1,291	270

②林業被害の軽減目標			
対象鳥獣	樹種(人・天・苗・竹の別)	被害面積(a)	被害金額(千円)
ニホンジカ	-	-	-
イノシシ	-	-	-

③水産業被害の軽減目標(カワウ)	
被害量(kg)	被害金額(千円)
-	-

※ ①～③に関し、2-(1)の対象鳥獣のうち、被害対策の実施可能な鳥獣について、目標年度における被害目標値を記入する

※ ②③については、被害軽減目標を立て、被害軽減の達成を図る場合に記入する

④被害の軽減目標の考え方	
ニホンジカ	農作物被害の顕著な地区は猟友会と連携し捕獲を行い、被害軽減を図るが、例年捕獲数は低調であるため、この間の被害面積の現状状況をもとに、R6被害の約5%軽減を目標とした。
イノシシ	豚熱の影響も落ち着き、捕獲数は伸びているものの、今後生息個体数の増加も考えられるため、R6被害の約27%軽減を目標とした。
ニホンザル	サル群の行動域データを踏まえ、関係機関とも協議しながら、囲いワナを効果的な場所へ移設することで計画的な捕獲を行い、また地域での追い払い活動研修会を実施することで、地域による追い払い活動の推進を図る。前計画と同水準の約33%の被害軽減を目標とした。
カラス類	農作物被害の顕著な地区は猟友会と連携し捕獲を行い、被害軽減を図るが、例年捕獲数は低調であるため、前回計画(R4)と同様、R6被害の約2%軽減を目標とした。

※ 2-(1)被害の現状と2-(2)被害の傾向を踏まえ、対象鳥獣ごとの被害の軽減目標の考え方を記入する

(4)従来講じてきた被害防止対策と課題

①従来講じてきた被害防止対策					
種類	対策の有無	種類	対策の有無	種類	対策の有無
捕獲体制の整備	○	捕獲機材の導入	○	侵入防止柵の設置	○
緩衝帯の設置		追い上げ(追い払い)活動	○	放任果樹の除去	
被害防止技術・知識の普及	○	集落ぐるみの取組の推進	○	ニホンザルの遊動域調査	○
その他()					

※ 直近3カ年で実施した被害防止対策について、実施している対策に「○」を記入する

②捕獲体制の整備と課題				
捕獲体制の整備実績と課題				
名称	設置年月日	任期(年)	隊員数(人)	活動内容
実施隊(対象鳥獣捕獲員)	年 月 日	-	-	-
市町捕獲隊	年 月 日	-	-	-
広域捕獲隊	年 月 日	-	-	-
共同捕獲隊	年 月 日	-	-	-
集落捕獲隊	年 月 日	-	-	-
その他捕獲隊	2025/4/1	1	106	四日市支部猟友会として有害鳥獣の捕獲を行う
課題	その他捕獲隊(猟友会)の会員の高齢化及び若者の不足。			

- ※ 被害防止計画策定時における捕獲体制を記入する
- ※ 各捕獲隊の設置年月日、任期、隊員数、活動内容を記入する
- ※ 活動内容には隊名を記入する
- ※ 実施隊欄には、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する
- ※ 課題欄には、現状の捕獲体制の課題について記入する(上記の捕獲隊が整備されていない場合も記入する)

③捕獲機材の導入実績および課題					
捕獲機材の導入実績					
わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)	わなの種類	数量(基)
捕獲檻(ニホンジカ)	-	くくりわな	-	大型捕獲檻(ニホンザル)	-
捕獲檻(イノシシ)	-	ドロップネット	-	ICT機器(ホカクラウド)	-
捕獲檻(兼用)	71	囲いわな(兼用)	-	ICT機器()	-
捕獲檻(ニホンザル)	4	囲いわな(ニホンザル)	4	その他(カラス用)	1
小動物用捕獲檻	12	大型捕獲檻(兼用)	-	その他()	
課題	<p>・捕獲檻(兼用)は、捕獲実績がない場合であっても、周辺で被害が継続していれば、撤去することに地域から反対されることがあり、新たに設置が必要な地域へ設置することができないことがある。</p> <p>・囲いわな(ニホンザル)については一部移設を検討しているが、広いスペースが必要となるうえ、周辺の状況も十分に考慮する必要があり、設置場所を見つけることが難しい。</p>				

- ※ 被害防止計画策定時点における捕獲機材の導入実績を記入する
- ※ 課題欄には、捕獲機材の捕獲実績、稼働状況及び管理体制などについて現状の課題を記述する

④侵入防止柵の設置実績と課題		
柵の種類	延長(m)	課題
WM柵	44,955	・集落で柵を設置した方がコスト面、防護面ともに効果的だが、任意団体での設置が多いため、集落ぐるみでの設置に向けて意識づけが必要である。 ・設置場所が市南西部に集中しているため、他地域でも設置を普及させる必要がある。 ・日常管理の徹底を普及させる必要がある。
金網柵	—	
電気柵	265,312	
複合柵(WM柵+電気柵)	4,644	
複合柵(金網柵+電気柵)	536	
その他(防獣ネット)	300	

※ 被害防止計画策定時における侵入防止柵の種類別の整備延長の実績を記入する

※ 侵入防止柵設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、侵入防止柵の整備実績と集落代表者アンケート結果Q3およびQ4から、柵の効果と維持管理状況を踏まえた、現状の課題を記述する

※ 既存の金網柵やWM柵にかさ上げ等で多重種対応柵として機能向上を行った場合は、既存柵延長と複合柵延長を二重計上しないこと

⑤緩衝帯の設置実績と課題	
設置延長(m ²)	課題
—	緩衝帯の設置については、集落全体の継続的な協力と住民一人ひとりの獣害対策への理解が必要であることから、現状での設置実績はない。今後、野生動物の出没抑制に向け、地域住民や農業関係者などに対し、緩衝帯の設置に向けた検討を進めていく必要がある。

※ 被害防止計画策定時における緩衝帯の設置実績を記入する

※ 緩衝帯設置実績内訳(様式第1号別添1参考様式を参照)を添付すること

※ 課題欄には、緩衝帯の整備実績と維持管理状況を踏まえ、現状の課題を記入する

⑥追い上げ・追払い活動の取組実績と課題
実施隊の取り組みとして、集落に出没したはぐれザルを追いかけている。併せて、集落の住民などからの要請に基づき、追払い活動時に使用する資材の使用法や適切な追払いに係る講習を実施しているが、未だに市が追払いを行うものとの意識が強い。地域での取り組みが必要であることを意識づけるよう、引き続き追払い活動の知識や技術の習得ができる場を設けていく必要がある。

⑦放任果樹の除去の実施と課題
—

⑧被害防止技術・知識の普及活動実績と課題
生活被害、家庭菜園被害等に関しては継続的に発生している状況であり、住民からの相談も多い。集落ぐるみでの柵の設置をはじめとする自己防衛を行う意識付けが十分にできていないのが現状である。

⑨集落ぐるみの取組の推進実績と課題	
取組集落数	課題
—	—

※ 取組集落の一覧がわかる資料(任意様式)を添付する

⑩-1 ニホンザルの遊動域調査（単位：群）			
電波発信機装着数	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	3	3	3

※ 直近3か年に実施したニホンザルの遊動域調査について記入する

⑩-3 群の情報(令和6年度)	
群名	推定生息頭数
A群	不明
B群	不明
C群	不明
-	-

※ 被害防止計画策定時点で把握している群の情報を記入する(推定生息頭数が不明の群れを含む)

⑪その他被害防止対策の活動実績と課題

市内のサル出没地域において、追い払い資材(動物駆逐用煙火)の無償提供を行っている。集団で使用することで効果が高まる旨を講習会を通じ周知しているが、実際には単独で使用する事がほとんどである。また、サル出没の情報をメール送信やホームページ上で情報発信を行うことで、注意喚起を行っている。

(5)今後の取組方針

今後取り組む被害防止対策

種類	対策の有無	優先順位	種類	対策の有無	対策の有無	種類	対策の有無	優先順位
捕獲体制の整備	○	6	捕獲機材の導入	○	7	侵入防止柵の設置	○	3
緩衝帯の設置	—	—	追い上げ(追い払い)活動	○	1	放任果樹の除去	○	7
被害防止技術・知識の普及	○	4	集落ぐるみの取組の推進	○	2	ニホンザルの遊動域調査	○	5
その他()	—	—						

※ 対策の有無欄には、(3)で掲げる目標を達成するために必要な被害防止対策について、取り組む場合は「○」を記入する(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む)

※ 優先順位欄には、上記取組内容の優先順位(1, 2, 3...)を記入する

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制（令和 8 年度）

捕獲者		取組内容と役割	
実施隊 (対象鳥獣 捕獲員)	市町職員	—	
	民間隊員	—	
民間団体	猟友会	委託の有無	有害捕獲(ライフル銃を所持する必要がある)
		○	
—	—	委託の有無	—
		—	
その他	—	委託の有無	—
		—	

※ 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者それぞれの取組内容や役割について記入する

※ 実施隊については、実施隊が対象鳥獣捕獲員となっている場合のみ記入する

※ 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

※ 猟友会や民間団体等に委託契約をしている場合は、委託の有無欄に「○」を記入する

(2) その他捕獲体制に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8	ニホンザル ニホンジカ イノシシ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得を支援する。(特に被害集落の住民) ・捕獲檻を導入し、効果的な駆除を実施する。 ・報奨金による猟友会への捕獲支援をする。 ・集落の住民などからの要請に基づき、追払い活動時の使用する資材の使用方法や適切な追払いに係る講習を実施する。
9	ニホンザル ニホンジカ イノシシ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得を支援する。(特に被害集落の住民) ・捕獲檻を導入し、効果的な駆除を実施する。 ・報奨金による猟友会への捕獲支援をする。 ・集落の住民などからの要請に基づき、追払い活動時の使用する資材の使用方法や適切な追払いに係る講習を実施する。
10	ニホンザル ニホンジカ イノシシ カラス類	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟免許の取得を支援する。(特に被害集落の住民) ・捕獲檻を導入し、効果的な駆除を実施する。 ・報奨金による猟友会への捕獲支援をする。 ・集落の住民などからの要請に基づき、追払い活動時の使用する資材の使用方法や適切な追払いに係る講習を実施する。

※ 捕獲機材導入、捕獲体制整備、及び鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について年度別の取組内容を記入する

※ 捕獲機材を導入する場合は、捕獲機材導入の計画(様式第1号別添2)を添付すること

※ 捕獲体制整備を行う場合は、捕獲体制整備計画(様式第1号別添3)を添付すること

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

①他計画の策定状況			
名称	策定の有無	策定年月日	対象鳥獣
地域実施計画	—	令和 年 月 日	ニホンザル(策定中)
特定外来生物防除実施計画	○	平成27年4月3日	アライグマ、ヌートリア
捕獲促進プラン	—	令和 年 月 日	—

※ 各種計画が策定されている場合は、策定の有無欄に「○」を記入のうえ、計画策定年月日を記入する

※ 対象鳥獣欄は、特定外来生物防除実施計画と捕獲促進プランのみ記入する

②捕獲計画数の設定の考え方

捕獲檻の設置場所について、現在の場所で効果が見込めるかの検討を行い、見込めないものは、移設するなどして効率的な捕獲に努める。捕獲計画数については、過去3か年の捕獲実績に基づき設定する。

※ 捕獲実績や集落代表者アンケート結果のほか、第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル)を踏まえ、今後3か年にわたる対象鳥獣の捕獲計画数設定の考え方を記入する

③対象鳥獣の捕獲計画(単位:頭)

対象鳥獣	捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	50	50	50
イノシシ	230	230	230
ニホンザル	15	15	15
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

※ 捕獲実績と集落代表者アンケート結果を踏まえ、対象鳥獣の有害捕獲許可に係る捕獲計画数を記入する

対象鳥獣	地域実施計画に基づく捕獲計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル	15	15	15

※ 地域実施計画(ニホンザル)が策定している、または策定する予定がある場合、捕獲計画数を記入する

④直近3か年の捕獲実績(単位:頭)

対象鳥獣の捕獲頭数		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
ニホンジカ	有害	50	40	50	36	50	47
	狩猟	—	82	—	56	—	70
イノシシ	有害	200	198	200	154	200	214
	狩猟	—	43	—	56	—	56
ニホンザル	有害	10	20	10	16	10	18
	個体数調整	—	0	—	0	—	0
—	有害	—	—	—	—	—	—
	狩猟	—	—	—	—	—	—
—	有害	—	—	—	—	—	—
	狩猟	—	—	—	—	—	—
—	有害	—	—	—	—	—	—
	狩猟	—	—	—	—	—	—
合計	有害	260	258	260	206	260	279
	狩猟	—	125	—	112	—	126
有害捕獲達成率(%)	ニホンジカ	80.0%		72.0%		94.0%	
	イノシシ	99.0%		77.0%		107.0%	
	ニホンザル	200.0%		160.0%		180.0%	

※ 1.の対象鳥獣について過去3か年の捕獲実績(有害と狩猟)を記入する

※ 狩猟頭数については、獣害対策カルテを参照すること

※ 有害捕獲達成率(実績合計/計画合計)は、有害捕獲について獣種別に記入し、数値は小数点第1位止め(小数点第2位を四捨五入)とする

⑤捕獲等の取組内容	
捕獲重点エリア	①小山田、内部、川島地区 ②保々、下野、八郷地区 ③桜地区
捕獲予定時期	令和8年度～令和10年度
捕獲の取組内容	猟友会による一斉駆除及び檻の設置による捕獲

- ※ 直近3カ年の捕獲実績や生息状況、集落代表者アンケート結果による被害状況等を鑑み、捕獲重点エリアを設定し、地区名を記入する
- ※ 捕獲促進プランを策定している市町は、同上の記述の代わりに捕獲促進プランの添付に代えることができる
- ※ 捕獲重点エリアがわかる図面(市町版獣害情報マップ)を添付すること

⑥ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容			
必要性	散弾銃で対応できない個体に対応するため。	捕獲手段	捕獲檻、銃器
捕獲予定時期	鳥獣捕獲許可の範囲内	捕獲予定場所	鳥獣捕獲許可の範囲内

- ※ 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

- ※ 県知事から市町長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号第4条第3項))
- ※ 三重県有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条(1)に記載されている鳥獣については記入しない

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備計画		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンザル ニホンジカ イノシシ	適正規模のWM柵、電気柵等を被害が顕著な地区(保々地区等)に整備する。	適正規模のWM柵、電気柵等を被害が顕著な地区(保々地区等)に整備する。	適正規模のWM柵、電気柵等を被害が顕著な地区(保々地区等)に整備する。
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—

※ 設置する柵の種類、設置規模等を記入する

※ 位置図と侵入防止柵整備計画(様式1号別添4)を添付すること

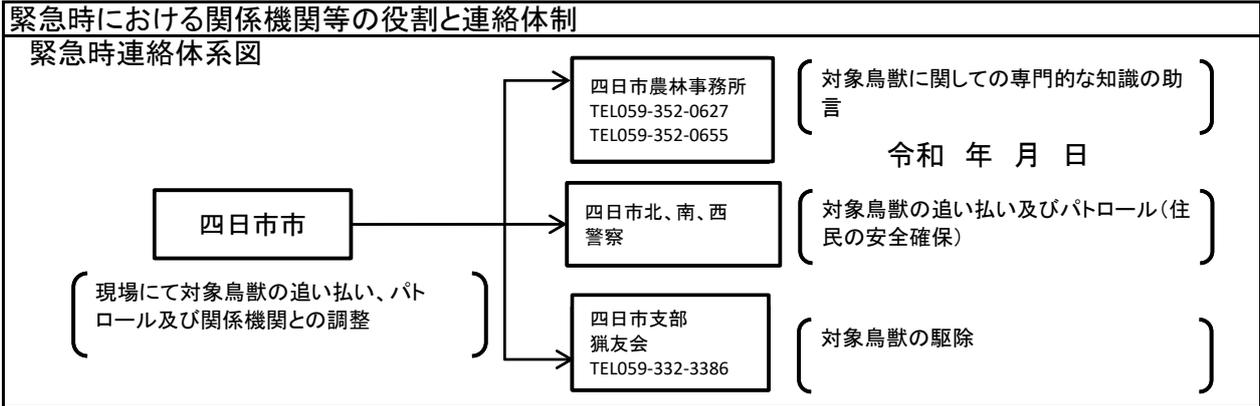
(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	地域での研修会や座談会を通じて鳥獣被害対策への意識を高め、追い払い活動、エサ場の除去や緩衝帯の設置などの環境整備、防護柵の導入といった総合的な対策に取り組む。さらに複数の地域が連携することで、獣害に強い集落づくりと効果的な被害防止に取り組む。
9年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	地域での研修会や座談会を通じて鳥獣被害対策への意識を高め、追い払い活動、エサ場の除去や緩衝帯の設置などの環境整備、防護柵の導入といった総合的な対策に取り組む。さらに複数の地域が連携することで、獣害に強い集落づくりと効果的な被害防止に取り組む。
10年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	地域での研修会や座談会を通じて鳥獣被害対策への意識を高め、追い払い活動、エサ場の除去や緩衝帯の設置などの環境整備、防護柵の導入といった総合的な対策に取り組む。さらに複数の地域が連携することで、獣害に強い集落づくりと効果的な被害防止に取り組む。

※ 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する

※ 緩衝帯の設置を計画する場合は、位置図と緩衝帯設置計画(様式第1号別添5)を添付する

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項



- ※ 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等のフロー図を記入する
- ※ 関係機関等には、市町、県、警察、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称と連絡先を記入する
- ※ 役割欄には、緊急時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する
- ※ 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処について、規程等を作成している場合は添付する

6. 被害防止対策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	四日市市鳥獣被害防止総合対策事業推進協議会	設置年月日	平成22年2月8日設置
構成機関の名称	役割		
四日市市農水振興課	協議会の事務運営、各機関の連絡調整を行う。		
四日市支部猟友会	有害鳥獣に対する専門知識の情報提供を行い、捕獲に関する助言を行う。		
三重北農業協同組合	営農活動上の鳥獣害対策について助言を行う。		
被害地域自治会代表	鳥獣被害状況と防止対策の現状について情報提供を行う。		
—	—		

- ※ 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する

(2) 関係機関に関する事項(協議会の構成機関以外)

構成機関の名称	役割
三重県四日市農林事務所	鳥獣被害対策全般及び鳥獣捕獲の許可等専門的な知識について助言を行う。
四日市鈴鹿地域農業改良普及センター	鳥獣被害対策全般及び鳥獣捕獲の許可等専門的な知識について助言を行う。
三重県中央農業改良普及センター	鳥獣被害対策を総合的に助言する。
三重県農業研究所	鳥獣被害対策を総合的に助言する。

- ※ 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関(NPO、研究機関など)の名称を記入する
- ※ 役割欄には、各関係機関が果たすべき役割を記入する
- ※ 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制がわかる体制図があれば添付する

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項（令和 7 年度）

設置年月日	平成24年3月12設置					
対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル等					
構成員	隊員数	うち狩猟免許取得者数			うち猟友会員	備考
		銃猟免許	罾猟免許	網猟免許		
市町職員	5	0	1	0	0	—
民間隊員	0	0	0	0	0	—
計	5	0	1	0	0	—
うち対象鳥獣捕獲員	0	0	0	0	0	—
活動内容	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					
活動方針	<input type="checkbox"/> 捕獲活動 <input type="checkbox"/> 追い払い <input type="checkbox"/> 侵入防止柵の設置 <input type="checkbox"/> 緩衝帯の設置 <input type="checkbox"/> 放任果樹・農作物残渣の除去 <input checked="" type="checkbox"/> 生息調査・被害調査 <input checked="" type="checkbox"/> 技術指導 <input checked="" type="checkbox"/> 広報・啓発 <input type="checkbox"/> その他()					

※ 鳥獣被害対策実施隊の設置年月日、対象鳥獣、構成員別の隊員数、うち狩猟免許取得者数、うち猟友会員数、及び対象鳥獣捕獲員数について記入するとともに、活動内容についてすべてチェック(☑)する

※ 活動方針欄には、現在は実施していないが、今後、実施隊の活動として行っていきたい活動内容についてすべてチェック(☑)する(現在行っている活動はチェックしない)

※ 捕獲活動とは、対象鳥獣捕獲隊員に指名または任命された実施隊員の捕獲活動のことをいう

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

※ 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む)について記入する

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

処理方法	<input checked="" type="checkbox"/> 埋設処理 <input checked="" type="checkbox"/> 焼却処理 <input type="checkbox"/> 学術研究利用 <input type="checkbox"/> 利活用(ジビエ等) <input type="checkbox"/> その他()					
焼却等施設の状況	施設名	所在地		処理能力(L/日)		
	四日市市クリーンセンター	四日市市垂坂町1736番地		130		
	—	—		—		
食品衛生に係る安全性確保の取組(利活用のみ)	施設名	所在地		食品衛生法準拠の有無		
	—	—		—		
	—	—		—		
処理加工施設の整備計画	計画の有無	—	施設の種類	—	整備予定年度	令和 年度
課題	—					

※ 処理方法は、該当する処理方法すべてにチェック(☑)する

※ 利活用(ジビエ等)について、捕獲者個人が処理施設以外で解体処理を行い食肉として利用する場合は、利活用に含まない

※ 食品衛生に係る安全性確保の取組欄には、ジビエとして利活用する場合、処理加工施設の食品衛生法準拠している場合は、有無欄に「○」を記入する

※ 捕獲等をした鳥獣の処理加工施設等の整備計画がある場合は「○」を記入するとともに、施設の種類(焼却施設、食肉等加工施設、減量化施設、その他)、整備予定年度を記入する

※ 処理に関して課題がある場合は記入する

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	—
ペットフード	—
皮革	—
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	—

※ 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する

(2) 処理加工施設の取組

—

※ 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

—

※ 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

—

※ 近隣市町と連携した広域的な被害防止対策その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する